

建設工事関連業務の最低制限価格制度適用の変更について

令和6年4月1日

沼津市財務部契約検査課

建設工事関連業務の発注において、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格制度を設定した入札を行っているところですが、ダンピング対策の強化と業務の品質確保のために、最低制限価格制度を適用する範囲を拡大します。

なお、本制度は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う建設工事関連業務委託の案件から適用されますので、ご注意ください。

○沼津市建設工事関連業務最低制限価格制度実施要領 第2条

改正前	改正後
<p><u>予定価格が500万円以上</u>の測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務</p>	<p><u>予定価格が50万円を超える</u>測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務</p>